

# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方(案)

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料(H10.8.24))

## 福祉用具の範囲

1. 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
2. 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの  
(例えば、平ベッド等は対象外)
3. 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの  
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
4. 在宅で使用するもの  
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
5. 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの  
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
6. ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの  
(一般的に低い価格のものは対象外)
7. 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの  
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

## 介護保険における福祉用具（概要）

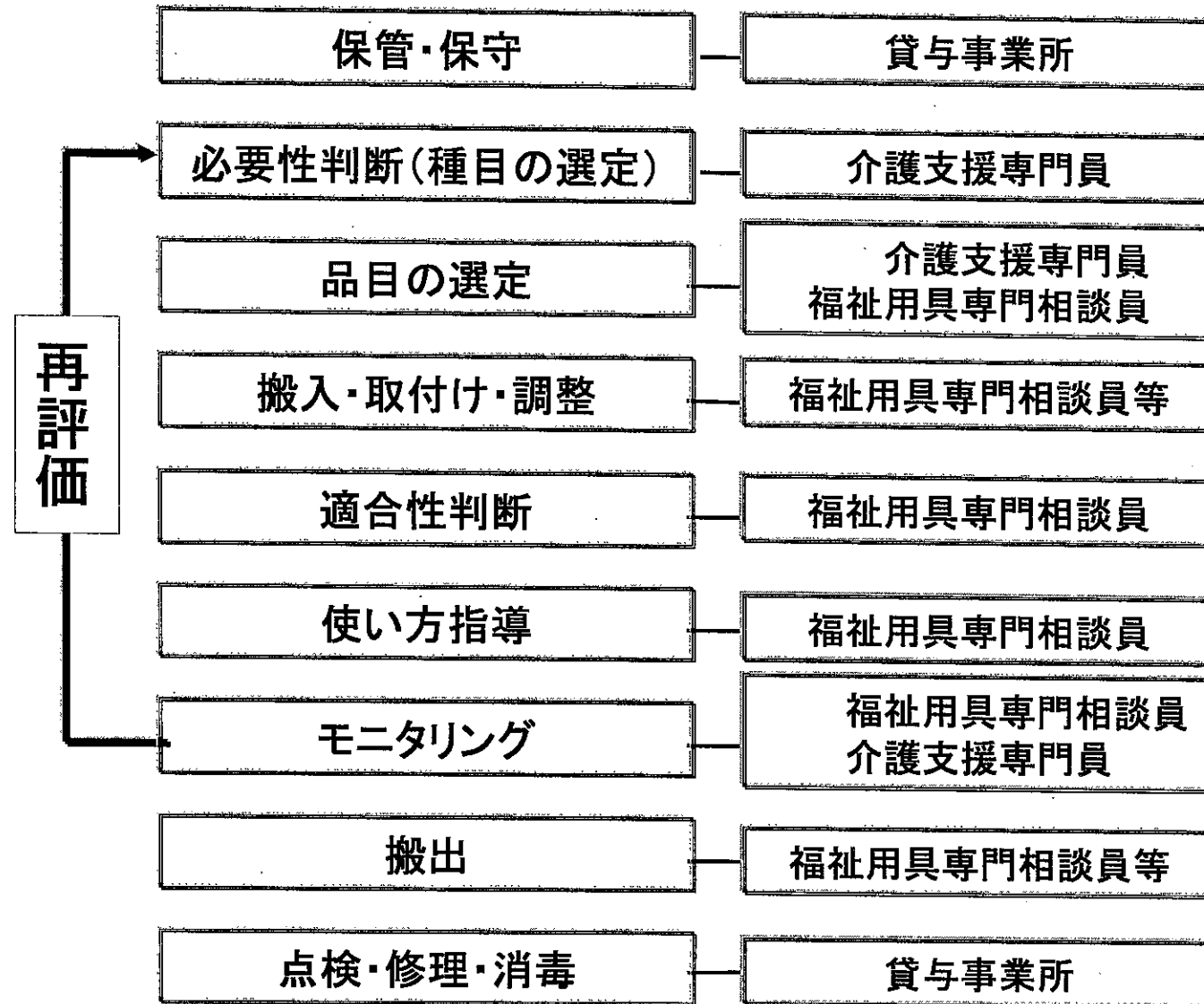
### 1 介護保険における福祉用具

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

### 2 介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	福祉用具購入
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）の購入（償還払い）。 （H18より指定制導入）
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト（つり具の部分を除く）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ）</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用（実勢価格）	現に要した費用（実勢価格）

# 福祉用具導入プロセス 実施者



## 福祉用具サービス提供の際、必要とされる規定(運営基準)

(例) サービス提供期間が12月の場合

給付方式	コスト		開始時	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	終了時
貸与	物品	継続的に算定 (月単位)		← 貸与 →												
	人的サービス	継続的に算定 (おしなべて)	<input type="checkbox"/> A	○ 点検等(※)												▽ 搬入
販売	物品	初回のみ算定	<input checked="" type="checkbox"/> 販売													
	人的サービス	初回のみ算定	<input type="checkbox"/> B													

- A: 相談、情報提供、点検、調整、文書交付、(動作指導)、消毒、保管、搬入  
 B: 相談、情報提供、点検、調整、文書交付、(動作指導)、搬入

(※)点検等:機能安全性、衛生状態等及び、要請に応じて行う使用状況の確認、使用方法の指導、修理、必要に応じたケアプランへ見直しの際の措置等

### 【福祉用具専門相談員の業務】

#### ①貸与

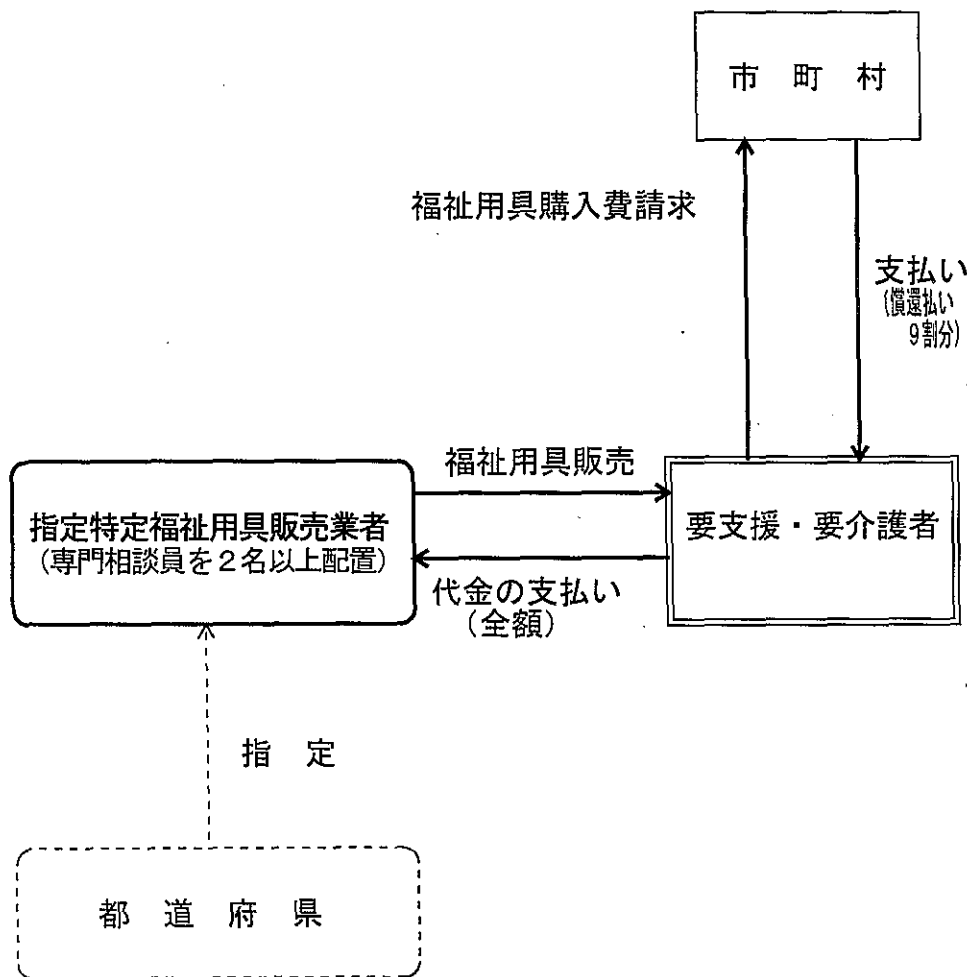
- 心身の状況、希望、環境を踏まえ相談に応じる。機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、同意を得る。
- 機能、安全性、衛生状態等に関する点検
- 調整を行う。使用用法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行った上で使用させながら使用方法の指導を行う。
- 要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況の確認。必要に応じ、使用方法の指導、修理等を行う。
- 6月に1回のケアプラン見直しの際、必要な場合はその理由がケアプランに記載されるよう必要な措置を講じる。(199条)

#### ②販売

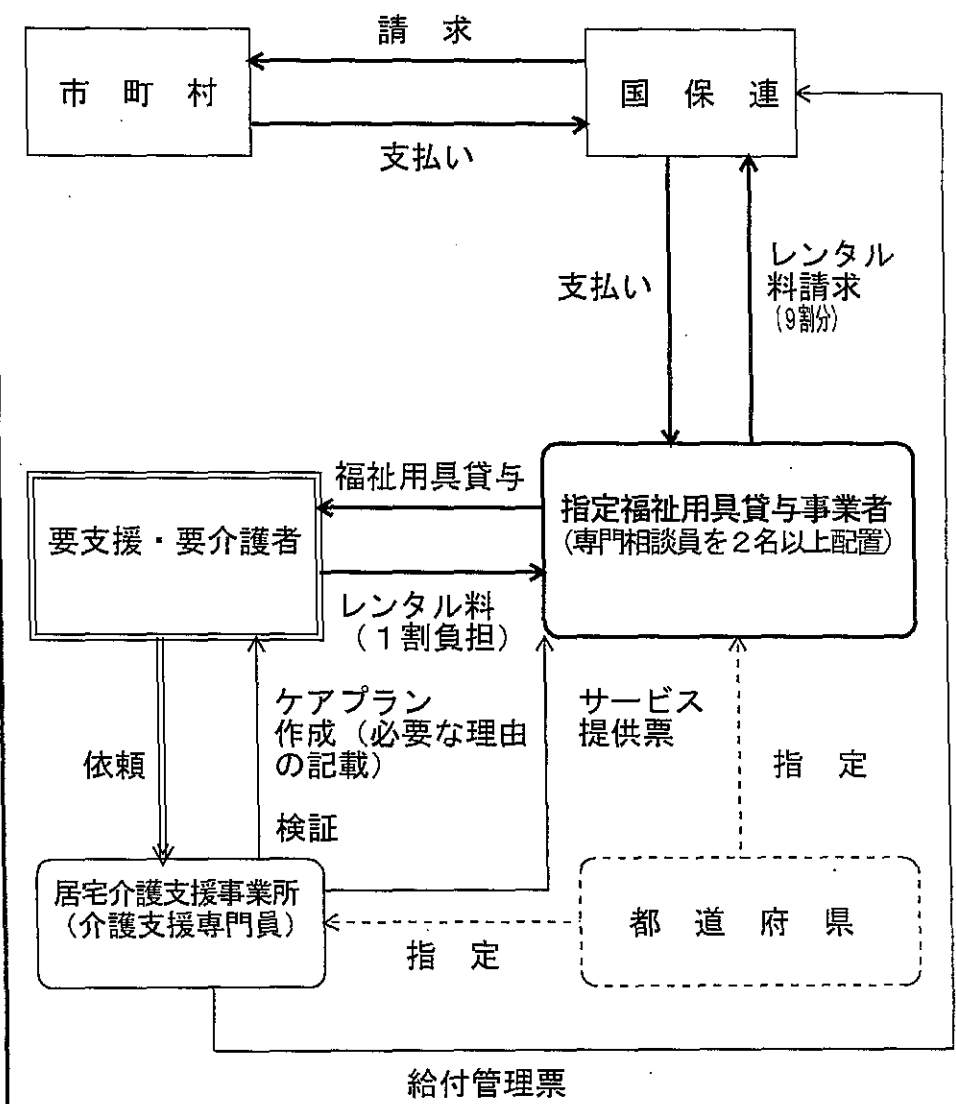
- 心身の状況、希望、環境を踏まえ相談に応じる。機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、同意を得る。
- 機能、安全性、衛生状態等に関する点検
- 調整を行う。使用用法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行った上で使用させながら使用方法の指導を行う。(214条)
- ※ ●は導入時、○は、サービス提供中に行うサービス
- ※ 介護予防サービスはほぼ同趣旨のため略

# 介護保険における福祉用具の貸与及び販売の流れ図

## 特定福祉用具販売



## 福祉用具貸与



※ 介護支援専門員がいる場合  
福祉用具貸与と同様、ケアプランに「必要な理由の記載」がなされる。